


報告第14号

専決処分の報告について（第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年12月10日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由


車両物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第10号

専決処分書

車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月30日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和3年11月1日
午前9時30分から午前11時30分までの間
- 2 事故発生場所 つくばみらい市陽光台4丁目9番3 TM109 駐車場
すこやか公園（陽光台4丁目8番1）隣接地
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 すこやか公園の除草作業中の飛石により、民地に駐車していた軽自動車の助手席側後方座席の窓ガラスが破損した。
- 5 損害賠償額 285,934円
- 6 市の過失割合 100%